

会津慈母観音崇敬奉賛会規約

第一章 総則

第一条（名称）

本会の名称は、「会津慈母観音崇敬奉賛会」と称する。

第二条（事務所）

本会の事務所は、会津若松市河東町浅山字堂ヶ入7 法蘭寺会津別院事務所に置く。

第三条（目的）

本会は、会津慈母観音の建立趣旨である「世界平和・地域安寧」の功德を広め、同時に崇敬者の増援に努め、法蘭寺会津別院の護持・興隆に寄与することを目的とする。

第四条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の活動並びに法蘭寺会津別院の行う事業に奉賛協力をする。

1. 法蘭寺会津別院の行事並びに事業の奉賛協力
2. 法蘭寺会津別院の全般に対し協力、特に環境を整え、設備の充実を図るための積極的な協力
3. 法蘭寺会津別院が行う年中行事・講演会の積極的参加による奉賛
4. その他、本会の目的を達成するために必要な諸活動

第二章 会員

第五条（会員）

1. 本会の目的に賛同し、事業に協力する個人または法人を会員とする。
2. 本会の会員になる者は、住所・氏名等を記し、所定の会費をそえて事務所に申し込むものとする。（会費は、別に規定を定める。）
3. 会員は、全て平等の権利を有する。

第三章 名誉会長

第六条（名誉会長）

1. 本会に名誉会長を置く
2. 名誉会長は、法蘭寺代表役員（住職）とする。

第四章 役員

第七条（役員）

本会に次の役員を置く

1. 会長
2. 副会長
3. 理事
4. 事務・会計
5. 監事

第八条（役員を選任）

1. 本会の役員は法蘭西寺代表役員（住職）が任命する。
2. 会長・副会長は役員相互の互選とし、名誉会長が委嘱する。
3. 理事・事務会計・監事は役員が推挙し、名誉会長が委嘱する。

第九条（役員任期）

1. 本会の任期は4年とする。ただし再任をさまたげない。
2. 退任により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

第十条（役員任務）

役員任務は、次の通りとする。

1. 会長
 - (イ) 会長は会務を総理し、本会を代表する。
 - (ロ) 会長は住職と協議の上、法蘭西寺会津別院発展の基礎条件を充実するよう会務を統括・処理すると共に会員を招集する。
2. 副会長
 - (イ) 副会長は会長を補佐し会の調和的活動を促す。
 - (ロ) 副会長は会長不在のときこれに代わる
3. 理事
 - (イ) 会長を中心に、会の円滑な活動を促す。
 - (ロ) 仏事・年中行事等、法蘭西寺と協議して企画・計画等を実行する。
 - (ハ) 会報の編集・発行をする。
4. 事務・会計
 - (イ) 本会全般の活動状況の記録等の保管並びに庶務をする。
 - (ロ) 本会の出納一切の会計事務の処理をする。

第五章 会計

第十一条（会計年度）

本会の会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日とする。

第十二条（収入金の奉賛）

本会会員の拠出する会費その他収入金は、必要経費を支弁の上、これを奉賛金として法園寺会津別院に奉納するものとする。

第六章 補則

第十三条 本会規約に記載のない重要事項は役員会の決議をもってこれを定めることができる。

第十四条 この規約は役員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則 本規約は、平成23年3月1日からこれを施行する。